

県北広域振興局長告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和3年4月9日

県北広域振興局長 高橋 進

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0360790018	株式会社みなとみらい	訪問看護ステーションひだまり家 くじ	久慈市川崎町10番30号	令和3年4月1日